

定 款

制 定	昭和 6 2 年	7 月 3 0 日
改 正	昭和 6 2 年	9 月 3 0 日
改 正	昭和 6 3 年	4 月 3 0 日
改 正	昭和 6 3 年	9 月 2 8 日
改 正	平成 2 年	9 月 2 5 日
改 正	平成 3 年	9 月 2 6 日
改 正	平成 6 年	9 月 2 7 日
改 正	平成 7 年	9 月 2 8 日
改 正	平成 8 年	9 月 2 4 日
改 正	平成 1 0 年	9 月 2 4 日
改 正	平成 1 4 年	9 月 2 5 日
改 正	平成 1 5 年	9 月 2 5 日
改 正	平成 1 7 年	9 月 2 7 日
改 正	平成 1 8 年	9 月 2 7 日
改 正	平成 2 1 年	9 月 2 5 日
改 正	平成 2 4 年	9 月 2 5 日
改 正	平成 2 5 年	9 月 2 6 日
改 正	平成 2 6 年	9 月 1 8 日
改 正	平成 2 7 年	4 月 1 日
改 正	平成 2 7 年	9 月 1 7 日
改 正	令和 2 年	9 月 2 9 日
改 正	令和 4 年	9 月 2 8 日

目 次

第 1 章	総 則	・・・・・・・・	1
第 2 章	株 式	・・・・・・・・	2
第 3 章	株 主 総 会	・・・・・・・・	2
第 4 章	取締役および取締役会	・・・・・・・・	3
第 5 章	監 査 等 委 員 会	・・・・・・・・	5
第 6 章	会 計 監 査 人	・・・・・・・・	6
第 7 章	計 算	・・・・・・・・	6
附 則		・・・・・・・・	7

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、一正蒲鉾株式会社と称し、英文では ICHIMASA KAMA BOKO CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 水産練製品の製造販売
- (2) 畜産物の仕入、加工、販売ならびに輸出入業務
- (3) 各種惣菜および菓子類の仕入ならびに製造販売
- (4) 農水産物の生産、仕入、加工、販売ならびに輸出入業務
- (5) きのこと類の生産販売
- (6) 食品および飲料品の仕入ならびに製造販売
- (7) 酒類の販売
- (8) 土地、建物および施設の賃貸
- (9) 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
- (10) 発電および電気の供給・販売
- (11) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を新潟市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、6, 440 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序によりほかの取締役がこれに当る。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合において、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序によりほかの取締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である

事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（ 業務執行の委任 ）

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（ 取締役会規程 ）

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

（ 報酬等 ）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（ 取締役の責任免除 ）

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

（ 顧問および相談役 ）

第29条 当社業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。

第5章 監査等委員会

（ 監査等委員会 ）

第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払配当金に対しては、利息をつけないものとする。

附 則

1. 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。